

平成 25 年度有害物質を含有する家庭用品の調査(県行政試験)

薬品化学科

家庭用品の安全性を確保することを目的として、薬

務衛生課が試買した市販の家庭用品について、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく検査を実施している。平成 25 年度は次表のとおり、繊維製品 14 検体(計 50 項目)、化学製品 1 検体(計 5 項目)の試験を実施した。その結果、すべて基準に適合していた。

平成25年度 家庭用品関係試験状況

	検 体 数	試 験 項 目 数	試 験 項 目						
			ホルムアルデヒド		有 機 水 銀 化 合 物	デ イ ル ド リ ン	D T T B (注 1)	水 酸 化 ナ ト リ ウ ム	目 器 試 験 (注 2)
			生 後 24 ヶ 月 以 内 用	生 後 24 ヶ 月 以 内 用 を 除 く					
繊維製品	14	50	8	6	12	12	12		
寝衣	2	6	2			2	2		
くつした	6	24	2	4	6	6	6		
よだれかけ	2	4	2		2				
下着	4	16	2	2	4	4	4		
化学製品	1	5						1	4
家庭用洗剤	1	5						1	4
合計	15	55	8	6	12	12	12	1	4

(注1) 4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

(注2) 漏水試験、落下試験、耐アルカリ性試験及び圧縮変形試験

平成 25 年度無許可無承認医薬品等の調査(県行政試験)

薬品化学科

医薬品成分が含まれた痩身用または強壯用健康食品や、危険ドラッグの乱用による健康被害が多発していることから、薬務衛生課が試買した県内に流通している

健康食品および危険ドラッグの試験を実施している。平成 25 年度は、次表のとおり、痩身・強壯用健康食品 4 検体(計 24 項目)の医薬品成分分析、また、危険ドラッグ 1 検体は、指定薬物の有無についての分析を実施した。

その結果、健康食品 4 検体からは医薬品成分は検出されず、危険ドラッグ 1 検体からは、指定薬物 3 物質(試買時未指定)が検出された。

平成25年度 無許可無承認医薬品等試験状況

	検体数	試験項目数
痩身・強壯用健康食品	4	24
危険ドラッグ	1	—
合計	5	24